



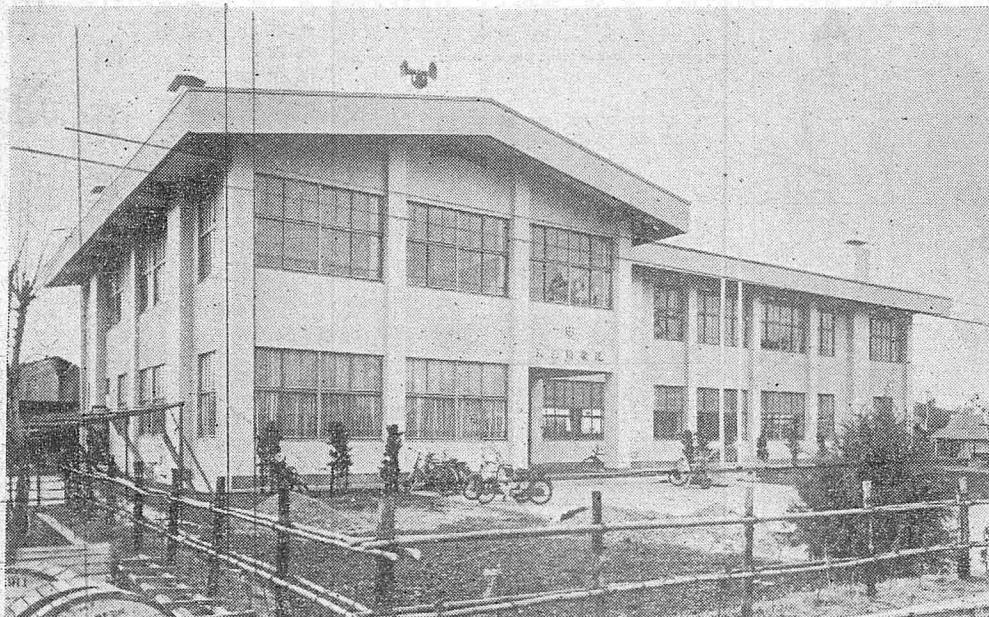
4月1日現在の天王町
本籍数 3,954
本籍人口 13,961
世帯数 2,664
住民登録人 口 12,905
内 男 6,467
内 女 6,438

広報てんのう

第13号 昭和40年5月1日発行

発行所
秋田県天王町役場
(天王局 1番42番)

編集
天王町役場総務課
印刷
一日市印刷所
電話 38

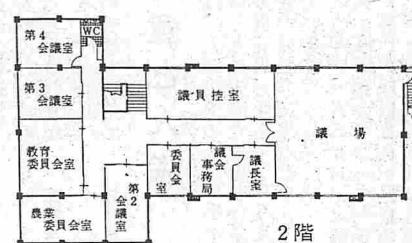


役場庁舎完成す

—役場庁舎全景—

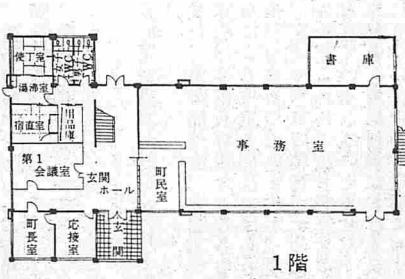
工事概要		二階面積 （一五七、九〇五坪）	一階面積 （一六八、七九五坪）	合計 （三三六、七〇〇坪）	建築概要 鉄筋コンクリート造二階建
着工期	竣工期				
工事関係者 設計監理 工事施工者	昭和三十九年七月二十日 昭和四十年三月二十日				
三〇、二七八、三七〇円					

庁舎平面図



庁舎新築工事概要

誕生日	花名	月異名	5月のこよみ
21日	メーデー		
18日			
17日			
10日	母の日		
9日			
8日			
2日	八十八夜		
1日			
3日	憲法記念日		
5日	子どもの日		
6日	立夏		
11日	世界赤十字デー		
12日			
13日			
14日			
15日			
16日			
17日			
18日			
19日			
20日			
21日			
22日			
23日			
24日			
25日			
26日			
27日			
28日			
29日			
30日			



藤原氏当選す

天王町長選挙

二田是義現町長が本月十一日で任期万了となりますので、このための町長選挙が四月十九日告示され、同月二十九日に執行されました。その結果は次のとおりです。

投票区名	有 權 者 数	投票總數	當選
	男	有効投票	三、四三四票
	女	無効投票	藤原慶三郎
天王川	七九	六、三四〇票	藤原慶三郎
中羽立	七五	六、二六六票	京谷仁左門
二田第一	七一	七四票	43
二田第二	七五		
大崎	七一		
戸分	七一		
总计	一、三三三票		



投票区名	有 權 者 数	投票總數	當選
	男	有効投票	三、四三四票
	女	無効投票	藤原慶三郎
天王川	七九	六、三四〇票	藤原慶三郎
中羽立	七五	六、二六六票	京谷仁左門
二田第一	七一	七四票	43
二田第二	七五		
大崎	七一		
戸分	七一		
总计	一、三三三票		

交通事故を防ごう

五月十一日から二十日まで「春の全国交通安全運動」期間です。

この運動は、人命尊重の見地から交通事故防止の徹底、とくに歩行者の交通事故の絶減を目指として

すべての歩行者、運転者の雇い主その他道路交通に關係ある者に、

交通安全思想の周知徹底をはかり

するよう特に次のような点に御協力

下さい。

一、安全な横断

イ、横断の際手を上げて車に合図

する。

ロ、横断歩道のあるところでは、必ず横断歩道を通る。

ハ、信号機の見分けを正しく覚え、

ホ、運転者は横断歩道の直前で一時とまつて歩行者を先に通す。

ニ、左右の安全を十分確認して横断する。

ボ、運転者は横断歩道の直前で一時とまつて歩行者を先に通す。

イ、交通暴力の追放

ハ、酒を飲んだら運転しない。運転者に酒をすすめない。

ロ、車の管理を適正にし、無免許

交通ルールの実践を習慣づけるとともに、道路交通環境の整備改善を促進することを目的とします。

この運動の充分な効果を挙げ得るよう特に次のような点に御協力

下さい。

一、安全な踏切通行

イ、横断の際手を上げて車に合図

する。

ロ、横断歩道のあるところでは、必ず横断歩道を通る。

ハ、信号機の見分けを正しく覚え、

ホ、運転者は横断歩道の直前で一時とまつて歩行者を先に通す。

ニ、左右の安全を十分確認して横断する。

ボ、運転者は横断歩道の直前で一時とまつて歩行者を先に通す。

イ、交通暴力の追放

ハ、酒を飲んだら運転しない。運転者に酒をすすめない。

ロ、車の管理を適正にし、無免許

三、適正な運行管理

イ、運行責任者を定め、適正な管理をする。

ロ、運行管理に関する事業主の認識を高める。

四、安全な踏切通行

イ、踏切では必ず一時とまって、安全を確認する。

ロ、車両には、赤旗、発煙燈、懐中電灯等をそなえつける。

ハ、踏切保安施設および踏切道附近の環境を整備する。

五、車輪の完全整備

イ、仕業点検、定期点検などを実行して、常に車輪を完全に整備する。

ロ、道路の不溝な占用、安全を害する屋外広告物等を排除する

ハ、道路の汚損を防止し、清掃を励行する。

六、道路交通環境の整備改善

イ、交通安全施設を整備改善する

ロ、道路の不溝な占用、安全を害する屋外広告物等を排除する

ハ、道路の汚損を防止し、清掃を励行する。

ニ、青空駐車をなくする。

ハ、運転者はきめられた速度を守る。運転者は運転させない。

児童は、人類未來の担い手です。心身ともに未熟な児童が立派な社会の構成員となるかどうかが、社会の發展、文化の進歩とつながっています。一九五九年十一月二十日には国際連合第十四回総会において「児童権利宣言」が採択され、児童の幸福を追求する児童の基本的権利が全世界にむかって宣言され、わが国では昭和二十六年五月

五日に児童憲章が制定されました。また、児童福祉法、労働基準法、少年法、学校教育法などの各種の法令により児童の福祉をはかりその権利をまもっていますが、現状は、宣言や憲章の精神が十分に尊重され、これらの法令が完全にまもられているとはいえない。

法務省人権擁護局における人権侵害事件の統計から児童に対する人権侵害の実情をみると、教育職

くらしのメモ (五月)

◆ 五月の健康

月はじめの連休で旅行に出たり急に戸外での生活が多くなると、とくに小さい子どもさんは、血膜炎や胃腸障害をおこしやすいものです。こうした病状がみえたら早く手当てをすること。また、この季節は精神的にも疲労しやすいものであります。

まず、暮しぶりをしつかり元にもどし、とかくうきうきする感情を追い払って、お仕事や学業に精を出す心がまえがたいせつです。

冬物衣料の始末

冬物の整理はおすすめでしよう

か。合オーバーも、もはや用済み

のころです。洋服類は多少の出費

があつても、ぜひドライクリーニングに出しておきたいものです。

結局もちることになります。

和服類でも、絹物のあわせをド

ライクリーニングに出せるこのご

ろですが、あまり何年も仕立てが

えせずに着ると、ソデロ、タモト

エリなどがだんだんいたみ、縫い

なおしがきかなくなります。いま

と見せつけられたのは、日本人の

体格が、外国人のそれに比べてい

ちじるしく貧弱のこと。

このところ、小中高校では、体

位がめきめきと向上し、これまで

の椅子や机では間に合わないとい

う声をきくが、それでも西欧諸国

のそれに比べるとまったく問題に

ならぬくらい差が大きいといわれ

ています。

いま厚生省が、栄養基準の目標

として考えている量は、一日当た

る量がふえるのも主婦の苦勞の

たねです。ことはだ着のせんた

くで注意したいことは、合成洗剤

のすぎが足らないとアレルギー

足しているわけです。

体質のあるかたは、ジンマシンをおこしやすいということです。できれば最後のすぎはお湯で十分です。天日で干しあげることがたいせつです。

◆ 保存食

農家は農繁期にはりますが、

保存のきく食品を作つておくとた

いへん便利です。酢魚、焼肉や干

魚、ツクダニといつた食品を、自

家製の野菜、たまごなどうまく

取り合わせて、一週間分の献立表

を作つておきます。のらから帰つ

てあれこれ思案することもなく、

すぐ食事にとりかれます。

さて五月になると新たまねぎも

たくさん出回ります。新たまねぎ

はやわらかさを生かして生食をお

すすめします。水っぽくて甘味も

あり、そのまま輪切りにして、ソ

ースかマヨネーズをつけて食べる

とスタッフがつくといわれます。

◆ もつと大きくなろう

昨年のオリンピックでまさまさ

と見せつけられたのは、日本人の

骨が足りないのではないかと反省

させられることがありますね。

皆さんのご家庭ではお子さんを

だいじにしているはずです。「人

間をだいじにする」ことは教育の

ことになります。

◆ やればできる

とかく室内にこもりがちだつた

ような寒い季節が終わり、五月か

らは、思いきつて体を鍛える絶好

季となります。

いまの学級教育にしろ、家庭で

のしつけにしろ、どうも一本土性

骨が足りないのではないかと反省

させられることがありますね。

皆さんご家庭ではお子さんを

だいじにしているはずです。「人

間をだいじにする」ことは教育の

ことになります。

◆ 雨季にそなえる

五月も下旬になると、そろそろ

雨の心配をしておかねばなりません。

家の回りの排水、雨もりなどを

点検したり、家の補強をして万

全の策をおこたらないことが、い

ざというときに役立つのです。

◆ 健康な体作りは、甘やかすこと

なく、やればできる自信をつけさ

れることから始まります。そして

これは、精神力の健全化とも密接

につながるのです。

第二は「なにごともやればでき

るんだ」という助言を与えておら

れますか。宿題のお手伝いはして

やつても、こどもさん自身の手で

「やればできる」自信をつけさせ

ようと努力されているでしょ

う。木のぼりでも、鉄棒でも、あ

まりにも尻を押しあげすぎません

から。

第三は「とにかくばかりに

朝食をぬいたり、中食をとらなか

つたりしている方が見受けられま

すがもつての外ということです。

派手格を作ることが幸福な家庭

をきずく要素であることを認識し

てほしいと思いますね。

◆ その他の、農薬に対する知識が

忙中閑有

渡部六愁

故郷問ふ畦焼く匂いかぎながら
やわらぎぬ遅日役場は移転の忙
煙打ちの背はみなまろし陽のな
かで
野にすみれ健診さけぶ広報車
渴きゆく渴きゆく渴きゆく渴きのと
滝壺のふちを根城にふきのと
児の言葉甘く響けり春灯下

農業の害を防ごう

農薬による中毒の主な原因

一、散布作業中、散布者本人の不

二、不健康状態の人が散布に従事

三、散布に従事する人の服装が悪

四、その他、農薬に対する知識が

中途半端で、その取扱いを粗雑にしたり、炎天下に長時間散布作業に従事するなどがあげられます。

注意事項として

一、農薬散布にあたつては、必ず

ゴム手袋、マスク等をするはか

取扱いは慎重に行なう。不健康な

人は散布作業に従事しない。

二、作業後は手足はもちろんのこ

と全身を石けんでよく洗い、衣

類は毎日取り替えること。

三、散布に従事する人の服装が悪

かつたための中毒もある。素手

素足でマスク等を使用しなかつ

り気分が少しでも変になつたら

医師の診断を受けることなどが

大切です。

国民年金について

◎重い結核のかたや精神障害のかたは今すぐに年金請求の手続きをとつて下さい。

国民年金法における障害福祉年金の支給対象範囲にこれまでの目がまつたくみえない。耳がまつたく聞こえないとか手足が不自由などのいわゆる外部障害に昨年八月一日から次のような障害が加えられました。これをいわゆる内部障害といいます。吉田による身体の幾多障害

一、喘息、慢性気管支炎などの呼吸器の機能障害（結核性のものを除く）

一、精神的障害（異常性格、ノイローゼ精神薄弱を除く）

一、静を必要とする病状

そしてその障害の原因となつた病気について始めて医師の診療を受けた日から三年たつた日（その日より前の日ににおいてこれ以上よく

なる可能性のないものはその日、において日常生活が自分一人ではできない程度である。二〇歳から六九歳まで人が草書富歎手金の

支給対象となり年額二一六〇〇円
が支給されることになりました。
支給を受ける手続きの方法は次の
通りです。

(2) 年金が支給されるかされないかを決定する人！知事

定請求書障害の程度についての
医師の診断書、戸籍抄本、住民
票の謄本

本人又は身寄のかた、近所のかた、
でこのような状態の障害のある人
が自宅や病院におりましたら、すぐ
に市町村役場や県の国民年金課
にお問い合わせのうえ年金支給の手
続をとつて下さい。

なほ、拠出年金に入っている人
であつて、昭和三七年五月一日以
降に内部障害となつた者は、保険
料を完納していますと拠出制の障
害年金を受けることができますの
で、詳しいことは市町村役場の國
民年金係にお問い合わせ下さい。

◎国民年金に入りましょ

国民年金は厚生年金保険、各種共
済組合に加入している人、年金を受
けている人、あるいはその人の
配偶者及び学生を除く二〇才から
五九才までの日本国内に住所を有す
る人は、すべて国民年金に加入
しなければならないことになつて
います。

国民年金には、入つてもいいし、
入らなくてもいいといふものでは
なく、加入することは法律で決め
られた国民の義務であり、将来の
年金を受ける権利を確保するため
にも積極的に進んで届出すること
が望まれます。加入の手続きは簡
単です。市町村役場に用紙が備え
つけてありますから、その用紙に
氏名、生年月日、住所を書き、ハ
ンを押して役場に出して下さい。

三月中に嫁娘届のあつたもの
天追天琴昭二天群二協二昭
母浜和馬和和
道王分分王村町田王県田村田町
神村安安佐佐藤齋小内斎進加藤
山田田佐藤齋小内斎進加藤
力君一三繁チ佐京子清幸長
金雄ミ子昭君代藤繁チ佐京子清幸長



農產物品評會

開催について

開催ついて

問題で見おくりましたが町民の要望が強く、又関係機関の技術員の話し合いにより今年は出品展示会及び農業技術収得のため県より専門技術員を御派遣いただき各部門ごとに講演会を開催する予定です。で多数参加するよう望みます。

又作付体型については今から心掛け多数御出品下され盛大に開催されるよ御協力ををお願い申し上げます。(開催期日は十一月の予定)

東羽 戸不 大愛 上不 二井 羽船 下秋 土大 児金 仙天 羽東 福二 大追 秋二 船江 天金 下横 二岐 上下 船天 天茨 平二
京 動 知出動 川 新田 崎 北 京岡 曲 田 浦出手 阜新出川 城鹿
都立 賀台 崎県 戸台 田村 立越 城市 港崎 玉足 郡王 立都 市田 市分 市田 越川 町田 戸市 田島 城戸 港王 王島 町田

佐 安 明 涩 秋 横 菊 佐 藤 中 鈴 仲 小 菅 土 吉 菊 佐 千 越 鈴 木 高 加 木 成 酒 吉 糸 藤 米 柴 佐
久 田 石 谷 野 田 地 藤 原 山 木 村 滝 原 田 田 地 藤 勝 千 越 鈴 木 高 加 木 成 酒 吉 糸 藤 米 柴 佐
間 正 庄 寿 久 茂 契 リ 長 和 富 照 子 和 満 幸 幸 子 助 サ ト マ 藏 久 胜 多 日 タ 鍋 丈 江 俊 勝 俊 佐
子 市 子 男 介 ヨ 正 子 治 孝 久 郎 子 栄 子 助 サ ト マ 藏 久 胜 多 日 タ 鍋 丈 江 俊 勝 俊 佐
正 庄 子 介 ヨ 正 子 治 孝 久 郎 子 栄 子 助 サ ト マ 藏 久 胜 多 日 タ 鍋 丈 江 俊 勝 俊 佐
良 術 佐 並 沼 田 木 川 木 佐 並 沼 田 木 川 木 佐 並 沼 田 木 川 木 佐 並 沼 田 木 川 木 佐 並 沼 田 木 川 木

(二頁下段より續く)
員の児童に対する侵犯（主として体罰）、教育をうける権利に対する侵犯（主として登校阻止）、その他酷使、虐待、人身売買、売春差別待遇など児童の人権を侵害している事例は依然として少なくありません。

五月五日のことの日から一週間行なわれる児童福祉週間にあたり、児童の人権保障のため、すべての人々が努力するようにしたいのです。